

介護保険以外のサービス

介護保険以外のサービスも有効に使いましょう

介護保険で定められたサービスのほかに、出雲崎町では次のようなサービスが利用できます。

● 主な在宅福祉サービス

〔平成24年4月現在の内容です。以降、変更されることがあります。〕

事業名	内 容	回数・条件等
(1)生活支援型 訪問介護事業	介護認定を受けていない65歳以上で一人暮らし又は高齢者のみの世帯で、日常生活を営むために支援の必要がある虚弱高齢者に対してホームヘルパーの派遣を行う。	【利用日数】 原則1週間に2回 家事援助 1回3時間以内 (30分単位) 【利用者負担】250円/時間
(2)生活支援型 短期入所事業	介護認定を受けていない65歳以上の高齢者で、一時的な体調不良・家庭事情等により、生活支援が必要となった場合の短期入所。	【利用日数】原則7日以内 【利用者負担】1,000円/日
(3)介護保険支援型 短期入所事業	要支援・要介護の認定者で、法定給付の短期入所サービスを優先して利用しても、更に短期入所サービスを必要とする者への上乗せサービスを実施。	【利用日数】原則14日以内 【利用者負担】 介護度別に法定1割負担と同等
(4)緊急通報装置 貸与事業	【緊急通報装置】 概ね65歳以上の一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に安否確認機能付の通報装置を貸与する。	【利用者負担】無料
(5)生きがい活動 支援通所事業	65歳以上の高齢者で閉じこもり予防を目的に、生活指導、趣味活動などを実施する。	【実施回数】週1回5時間 【利用者負担】1回500円
(6)機能訓練事業 (リハビリ教室)	40歳以上で脳卒中後遺症等で日常生活動作に支障がある者に心身機能の維持回復等の教室を実施する。	【実施回数】原則週1回 【利用者負担】無料

事業名	内 容	回数・条件等
(7)寝たきり老人等 介護手当 支給事業	<p>在宅での寝たきり・認知症高齢者の要介護者をかかえる介護者に対して介護手当を支給する。</p> <p>[寝たきり高齢者] 65歳以上の者で3ヶ月以上にわたり臥床し、障害高齢者日常生活自立度判定基準のランクB以上の状態にある者で、かつ介護保険で要介護1以上の認定を受けた者</p> <p>[認知症高齢者] 65歳以上の者で認知症高齢者日常生活自立度判定基準のⅢ a以上の状態にある者で、かつ介護保険で要介護1以上の認定を受けた者</p>	<p>【支給額】</p> <p>【要介護1・2・3】 介護サービス利用者 ⇒月額5,000円 〃 未利用者 ⇒月額8,000円</p> <p>【要介護4・5】 介護サービス利用者 ⇒月額10,000円 〃 未利用者 月額15,000円</p>
(8)障害者手当支給 事業	<p>在宅で生活している下記の障害者(児)に対して手当を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳が1級・2級で町で定めた基準に該当する者 ・障害程度がA判定の者 ・精神障害者保健福祉手帳が1級の者 <p>※特別障害者手当や寝たきり老人等介護手当を受給されている方は対象となりません。</p>	<p>月額5,000円</p>
(9)寝たきり高齢者 等寝具洗濯・乾燥・消毒サービ ス事業	<p>寝たきり・認知症高齢者等の寝具の洗濯・乾燥・消毒を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね65歳以上の寝たきりの高齢者又は認知症の高齢者 ・概ね75歳以上で一人暮らしの高齢者 	<p>【助成内容】 寝具1セット(布団3枚、毛布1枚、)を限度として年2回実施(利用券を交付)</p>
(10)紙おむつ等支給 事業	<p>常時紙おむつ等を使用している下記の者に紙おむつ等を購入するための給付券を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者で介護保険の要介護3以上の認定を受けた者 ・65歳以上の者で障害高齢者日常生活自立度判定基準のランクB以上の状態にある者 ・65歳以上の者で認知症高齢者日常生活自立度判定基準のⅢ a以上の状態にある者 ・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級(※日常生活用具の排せつ管理支援用具の支給対象者を除く) 	<p>【対象品目】 紙おむつ、使い捨て手袋、清拭剤を月6,000円を上限として現物支給</p>

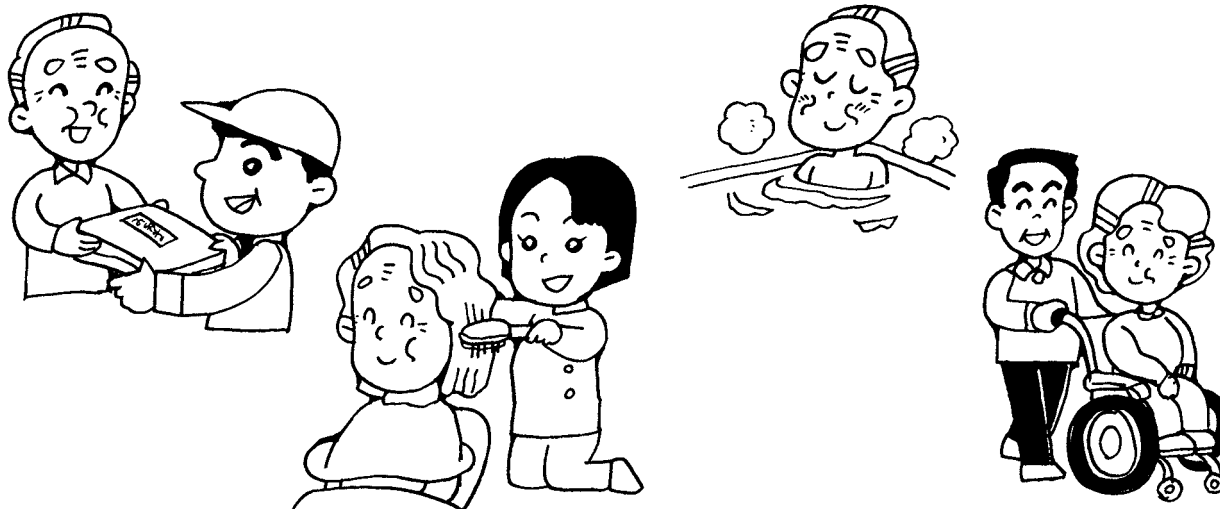
事業名	内 容	回数・条件等						
(1)外出支援 サービス事業	概ね65歳以上で心身の障害又は疾病等により一般の交通機関を利用することが困難な高齢者に対してリフト付車両等の利用に要した費用の一部を助成する。 ※(12)との併用はできない。	【利用回数】年6回以内 【利用者負担】 片道30km以内の送迎範囲で、移動に要した費用の2分の1						
(12)福祉タクシー 利用料金助成 事業	自動車又はバイクを運転しない75歳以上の高齢者、身体障害者手帳1～4級の所持者、療育手帳A、B判定所持者、精神保健福祉手帳1～3級所持者及びバイクのみを運転する者(10月以降に交付)に対して、タクシー利用券を支給する。 ※(11)との併用はできない。	【支給枚数】 ・1枚500円券の40枚綴りを1冊(20,000円分) ・バイクのみ運転する者：1枚500円券の20枚綴りを1冊(10,000円分)						
(13)高齢者・障害者 向け住宅整備 補助事業	一定の収入額以下で次の者を含む世帯に対して居室、廊下、トイレ、浴室、玄関の改造費、段差解消機、段差昇降機、ホームエレベーターの設置費の一部を助成する。 ①世帯全員の収入額が600万円未満で介護認定を受けている高齢者を含む世帯。 ②世帯全員の収入額が600万円未満で障害等級が1級・2級の身体障害者を含む世帯又は障害程度がAの知的障害児者を含む世帯	【補助基準額】 <table border="1" data-bbox="1002 763 1425 1010"> <tr> <td>要支援・要介護の認定者</td> <td>300千円</td> </tr> <tr> <td>身体障害者手帳1・2級所持者</td> <td>500千円</td> </tr> <tr> <td>療育手帳「A」判定所持者</td> <td>500千円</td> </tr> </table> 【補助率】 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 3/4 その他の世帯 1/2	要支援・要介護の認定者	300千円	身体障害者手帳1・2級所持者	500千円	療育手帳「A」判定所持者	500千円
要支援・要介護の認定者	300千円							
身体障害者手帳1・2級所持者	500千円							
療育手帳「A」判定所持者	500千円							
(14)法定後見制度 利用支援事業	認知症高齢者・知的障害者・精神障害者で、配偶者及び4親等内の親族から審判の請求が見込まれない者に対して請求に係る手数料等の一部を助成する。また、一定の条件により成年後見人等に対する報酬の一部を助成する。	【助成金の額(成年後見人等の報酬分)】 <table border="1" data-bbox="1002 1267 1425 1424"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在宅者</td> <td>月額28,000円</td> </tr> <tr> <td>施設入所者</td> <td>月額18,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	上限額	在宅者	月額28,000円	施設入所者	月額18,000円
区分	上限額							
在宅者	月額28,000円							
施設入所者	月額18,000円							
(15)老人日常生活用具 給付事業	概ね65歳以上の低所得の寝たきりの高齢者又は一人暮らしの高齢者に日常生活用具を給付する。	【用具の種類】 ・電磁調理器 ・自動消火器 【費用負担】 ・世帯の所得税額に応じて費用の負担があります。						

在宅福祉サービスについてのお問い合わせは

出雲崎町役場 保健福祉課
☎0258-78-2293

● 社会福祉協議会の主なサービス

事業名	内 容	回数・条件等
(1)給食サービス 事業	75歳以上の一人暮らし又は二人暮らし高齢者に夕食用弁当を届けると共に安否の確認を行う。	【回数】 週1回 【利用者負担】 1食250円
(2)理髪サービス 事業	在宅の寝たきり高齢者や重度身体障害者で、自宅で理髪を受ける場合に助成する。	【回数】 年3回 【助成】 1回3,000円の助成券交付
(3)ふれあい入浴 事業	概ね65歳以上の高齢者を対象に、「ふれあいの里」で入浴及び送迎サービスを実施する。	【利用者負担】 1回100円
(4)福祉用具の貸出	福祉用具を必要とする高齢者に物品の貸出を行う。	【利用料金】 ・車椅子：無料（短期間） ・ベッド：無料 ・マットレス：400円/月



社会福祉協議会の福祉サービスに関する
お問い合わせは

出雲崎町社会福祉協議会
☎0258-41-7133